

平成 22 年度合法木材普及拡大部会報告

合法木材普及拡大部会座長 柿澤宏昭

平成 23 年 3 月 8 日

当部会では、合法木材の普及拡大全般について、消費者団体、建築業界団体、建築設計者の団体、DIY 業界団体、NGO 団体などに幅広く意見をいただいて普及拡大事業の参考とした。議論の主要な点は以下のとおり。

1 合法木材ナビの情報掲載方針

関連 HP である合法木材ナビは、関連情報が集大成している重要な情報源になっているが、情報にたどり着くのが難しい。とくに家を建てる人が最初に見てどこでどんな合法木材が買えるか容易にたどり着けるようにしてほしい。また消費者向けのページをしっかりと創り外部からリンクをはるとよい。

2 合法木材推進マークの木材製品への添付問題

平成 22 年度の方針として「合法木材製材品に合法木材推進マークを添付して PR に使うことについての検討を進め」ることとなっており、合法木材普及拡大部会では 11 月 25 日の部会でこれを議題として論議をしたが、マークを製品に添付することについては異論もあり、具体的な検討を進めることにはならなかった。他方で林野庁では平成 23 年度の地域材供給倍増事業の中で「合法木材の表示を行うための実証調査」(木材のトレーサビリティ制度(合法性、伐採地等の表示)に係る実証事業)が行われることとなっており、今後この事業の過程で今までの議論を踏まえた議論の進展が不可避となっている。そこで、部会長の立場で、いままでの議論を別紙の通り総括し、議論の進展に寄与することとした。

3 その他

生物多様性条約 COP 10 と連動した PR が必要。

合法木材推進マーク取扱に関する議論について

違法伐採対策・合法木材普及推進委員会合法木材普及拡大部会
部会長 柿澤宏昭

1 はじめに

平成22年度の方針として「合法木材製材品に合法木材推進マークを添付してPRに使うことについての検討を進め」る（平成22年度「違法伐採木材排除のための合法木材利用推進事業」の進め方について）こととなっており、合法木材普及拡大部会では11月25日の部会でこれを議題として論議をしたが、マークを製品に添付することについては異論もあり、具体的な検討を進めることにはならなかった。他方で林野庁では平成23年度の地域材供給倍増事業の中で「合法木材の表示を行うための実証調査」（木材のトレーサビリティ制度（合法性、伐採地等の表示）に係る実証事業）が行われることとなっており、今後この事業の過程で今までの議論を踏まえた議論の進展が不可避となっている。そこで、部会長の立場で、いままでの議論を総括し、議論の進展に寄与することとしたい。

2 議論の経緯

- 19年11月 合法木材推進マーク作成過程で「現行ガイドラインの検証が不十分な中でマーク使用は拙速」などの部会議論をふまえ、使用規程策定
- 19年12月 エコプロ展、DIY展などの普及関係のアンケート調査の中で製品にマークを添付に興味を持つ意見が多数
- 21年11月・3月 違法伐採対策・合法木材普及推進委員会第2、3回合法木材普及拡大部会委員名簿部会の中で「マークの議論をすべき時期にきている」との座長とりまとめ。「事務局案を検討し次のフレームでの部会で提案」するように座長とりまとめ
- 22年6月 平成22年度「違法伐採木材排除のための合法木材利用推進事業」の進め方について「合法木材製材品に合法木材推進マークを添付してPRに使うことについての検討を進めます」。検討するのはやぶさかでないが反対意見多数
- 22年11月 合法木材普及拡大部会反対意見多数。座長・事務局預かりとして、今後の議論のために問題点を整理する。

3 問題点等について

(1) 合法木材マークを製品に添付することのメリット

企業でなく消費者を対象とした場合、証明書のみでなく製品にマークが貼ってあることが合法性が証明された木材の消費者にたいするアピールとなり普及が進む

D I Yショップなど消費者が合法性証明された木材を購入する際、証明書よりもマークの方がわかりやすく信頼性がある。

合法木材の建築物の施工主体にとって、調達する担当者は証明書で確認することができるが、施工現場の責任者が個々の部材の合法性を確認することができないので、製品の合法マークがあることが好ましい

マークをつけることによって証明書の作成などのコストが省略される可能性がある。

(2) 合法木材マークを製品に添付することの問題点

合法木材の信頼性確保に課題があり、まずシステムの整備が重要である。時期尚早である。

合法木材マークの信頼性を誰が担保し、責任を負うのかが問題になる。

マーキングのコストが中小製材工場には決定的な負担になり、仮に合法木材製材品にマーキングが必須の条件になるとなれば格差の拡大を招く

大多数の木材は中間製品で製造・流通・建築施工業の調達担当者（プロ）が選択するもので最終消費者が選択するのではないので、消費者向けのマーキングは意味が薄い。システムをしっかり作るのが重要

合法性は最低限の条件として求められるべきもので、マークをつけて他との優位性をアピールして販売する性格のものでない

紙などは流通経路が複雑であり、紙製品一つ一つに貼付するのはコストの面からも非現実的である。

マークが付いた製品とついていない製品が同時に出回ると、ついていないものは違法なのかという誤解を生む。

外国の企業がマークをつけようとした場合、そのチェック・管理はきわめて困難である。

(3) 今後の向けて

今後の事業の中で議論が行われる場合、3で指摘された点の真摯な検討が必要である。